

**令和7年度 Green Top Nagasaki 企業成長促進事業計画（地場発注拡大促進タイプ）
認定要領**

（趣旨）

第1条 この要領は、「Green Top Nagasaki 企業成長促進事業」を推進するため、企業間連携による事業拡大や生産性向上に向け、自発的な取組を行うものづくり企業等が策定する Green Top Nagasaki 企業成長促進事業計画（地場発注拡大促進タイプ）（以下「事業計画」という。）の認定について、必要な事項を定める。

（認定）

第2条 事業計画について、知事の認定を受けようとする者は、本要領に定める手続きにより認定申請を行わなければならない。

（申請）

第3条 認定を受けようとする者は、申請期間内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- （1）認定申請書（様式1）
- （2）参加企業の概要（様式2）
- （3）事業計画書（様式3－1）
- （4）県税に未納がないことを証明する納税証明書の写し又は申出書（様式4）
- （5）法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書の写し又は申出書（様式4）
- （6）法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- （7）会社案内
- （8）その他知事が必要と認める書類

（申請の募集）

第4条 県は、期間を定め、認定を受けようとする者からの申請を募集する。

（申請対象者）

第5条 認定申請ができる者は、本県内において申請に係る事業を実施する者であり、製造業又は機械設計業を営む、原則として、県内に本社又は事業拠点を有する企業3社以上により構成されるグループ等であって、次の各号を全て満たすものとする。

- （1）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
- （2）法人税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- （3）「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証制度（「Nぴか」認証制度）における認証企業であること又は認証申請を行っていること
- （4）「パートナーシップ構築宣言」を作成し、公表していること

(申請要件)

第6条 認定を受けようとする者は、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与し、グリーン社会における新たな需要の獲得と、県内ものづくり企業への波及効果が見込める事業計画及び別に定める賃金引上計画を、第3条第3号に定める事業計画書により県に提出すること。

2 第5条に該当する者は、次の各号に定める分野の事業計画に取り組む者であること。

- (1) 造船・プラント関連
- (2) 航空機関連
- (3) ロボット（産業用機械）関連
- (4) 医療関連

(審査会)

第7条 知事は、審査会を設置し、申請があった事業計画について、審査を行う。

2 審査会は、付託された申請事業計画について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査結果を知事に報告する。

- (1) 事業計画の実現可能性
- (2) 新たな需要の獲得
- (3) 県内ものづくり企業（グリーン成長分野）への波及効果
- (4) 脱炭素化に取り組む計画の内容
- (5) その他審査会において必要と認めた事項

(認定の通知)

第8条 知事は前条の規定による審査の結果に基づき、事業計画を認定するものとし、認定をしたときは速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 前条の規定による認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。

(認定内容の変更)

第10条 認定企業は、第8条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更届出書（様式5）を、知事に提出しなければならない。ただし、認定事業の目標達成に影響を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業の目標達成に大きく影響を及ぼす等、著しい変更が生じるときは、事業認定変更申請書（様式6）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第11条 知事は、前条第2項の規定による変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適正であると認めたときは、承認するものとする。

2 知事は前項の規定による承認をするにあたり、必要があると認めるときは、審査会の意見を聞くことができる。

(状況報告)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、認定をした者に対し、事業計画の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた者は、速やかに報告しなければならない。

(認定の取消し)

第 13 条 知事は、認定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定による要件を欠くに至ったとき

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(3) 事業計画を中止又は廃止したとき

(雑則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。